

相続手続きチェックリスト

すぐに確認・届出が必要なもの

- 死亡届 市役所
- 火葬(埋葬)許可申請 〃
- 遺言書・エンディングノートの有無の確認
自宅・公証人役場・銀行貸金庫・知人など
- 葬儀費用・当面の生活費
亡くなった方の銀行口座や貸金庫は銀行が「死亡の事実を知った時点」で凍結となり引き出すことが出来なくなります。

保険会社への請求手続き

- 死亡保険金請求 保険会社
- 入院・手術給付金の請求 〃

名義変更・解約が必要なもの

- 不動産 法務局
- 銀行口座の名義変更・解約 銀行・ゆうちょ
- 国債・地方債・証券 証券会社
- 株式 証券会社もしくは株式会社発行会社
- 自動車 陸運局
- 電気・ガス・電話・水道・NHK・携帯電話
- クレジットカード カード会社
- ゴルフ会員権 ゴルフ場
- 百貨店友の会・生協出資金 各会社
- 火災保険・自動車保険の名義変更 保険会社
- 郵便物の転送届 郵便局
- 退去手続き 入居先施設・管理会社
- 敷金・施設預け金等返還 〃

市役所・年金事務所・健保組合

への手続き

- 介護保険証「資格喪失」届・返却 市役所
- 世帯主変更届 〃
- 敬老/パス返却 〃
- 高齢者福祉サービス利用停止 〃
- 死亡一時金の請求 市役所もしくは年金事務所
- 葬祭費の請求 市役所もしくは健保組合
- 健康保険証「資格喪失」届・返却 〃
- 〃 変更届 〃
- 未支給年金の請求 年金事務所
- 年金受給者死亡届 〃
- 年金手帳の返却 〃
- 遺族年金の請求 〃

申告が必要なもの

- 相続放棄・限定承認(3カ月以内) 家庭裁判所
- 準確定申告(4カ月以内) 税務署
- 相続税申告(10カ月以内) 〃

各種手続きをする前に・・・

- ①死亡診断書はコピーをとっておきましょう
- ②戸籍謄本・印鑑証明書は届出先でコピーをとってもらい原本は返してもらいましょう
- ③借金・滞納している税金がないか、連帯保証人になっていないか確認しましょう

行政書士・FP



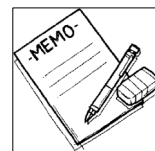
戸籍収集・分割協議書作成・相続手続き一式・遺言書作成・遺言執行

札幌市中央区北1条西15丁目1-3 大通川508

行政書士・FP **いとう事務所** 代表 **伊藤 一彦**

011-213-8241 090-9510-4609

相続手続きのポイント



相続手続きをする前に

- ①死亡診断書はコピーをとっておきましょう
- ②故人に借金・滞納している税金はありませんか？
連帯保証人になっていないか確認しましょう。

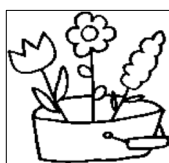
銀行口座はどうなる？

銀行が亡くなった事実を知った時点で口座・貸金庫ともに凍結されます。解除には所定の相続手続きが必要です。公共料金など口座振替に使用している場合は振替口座変更手続きが必要です。

身分証明書など

窓口では個人情報や相続トラブルの観点から、手続きに行く人間の権利を証明する書類を求められます。身分証明書や戸籍謄本、委任状などです。事前に必要書類を確認してから行くことをおすすめします。

相続税はかかる？



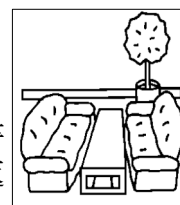
相続財産が基礎控除の範囲内であれば相続税はかかりません。
基礎控除は3000万円＋法定相続人の人数×600万円です。相続人が妻と子供2人の場合は4800万円が基礎控除額になります。
(平成27年1月以降)

亡くなられた方の戸籍謄本

多くの場合相続手続きには亡くなられた方の出から亡くなるまでの連続した戸籍謄本が必要になります。これは故人の法定相続人を確認するためです。本籍地が幾つかの市町村にまたがっていることが多く、時間と手間のかかる作業となります。

手続の窓口で

手続の窓口で提出する戸籍謄本や印鑑証明書はコピーをとってもらいましょう。原本を返してもらえれば他の窓口でも使うことができます。



戸籍収集・分割協議書作成・相続手続き一式・遺言書作成・遺言執行

札幌市中央区北1条西15丁目1-3 大通11508

行政書士・FP いたう事務所 伊藤 一彦

011-213-8241 090-9510-4609

